

大田原市男女共同参画推進事業者表彰実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、男女が共に参画できる社会づくりの促進を図ることを目的に実施する大田原市男女共同参画推進事業者表彰の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業者)

第2条 表彰の対象となる者は、市内に事務所又は事業所が所在する事業者（国及び地方公共団体を除く。以下「事業者」という。）であって、次条に規定する取組を組織的、制度的及び積極的に実施しているものとする。

(表彰対象取組)

第3条 表彰の対象となる取組は、次に掲げるものとする。

- (1) 性別にとらわれない能力活用又は女性の職域拡大のための取組
- (2) 仕事及び家庭生活その他活動との両立を支援するための取組
- (3) 男女の人権に配慮し、男女が共に働きやすい職場の環境づくりのための取組
- (4) 前3号に掲げるもののほか、男女が共に参画できる社会づくりに向けた取組

(応募方法)

第4条 表彰の対象となる事業者は、大田原市男女共同参画推進事業者表彰応募用紙に当該事業者の男女共同参画に係る取組が分かるパンフレット等を添付して市長に提出するものとする。

2 応募期間は、市長が別に定める。

(選考委員会)

第5条 表彰事業者を選定するため、大田原市男女共同参画推進事業者表彰選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置き、委員長は総合政策部長を、委員は次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 大田原市男女共同参画審議会会長
- (2) 総合政策部政策推進課長
- (3) 保健福祉部こども支援課長
- (4) 産業文化部商工観光課長

2 選考委員会の庶務は、総合政策部政策推進課（以下「事務局」という。）において処理する。

(選考資料)

第6条 事務局は、次に掲げる資料を選考委員会に提出する。

- (1) 大田原市男女共同参画推進事業者表彰応募用紙
- (2) 大田原市男女共同参画推進事業者表彰審査選考表
- (3) 前2号に掲げるもののほか、事業者の取組が分かるパンフレット等

(選考方法)

第7条 選考委員会は、1次審査及び2次審査により、表彰事業者を選定する。

2 1次審査は、第3条第1号から第3号までに規定する取組のうち2つ以上の取組があり、かつ、各号の取組項目全16項目のうち8つ以上の取組の有無を確認するものとする。

3 2次審査は、1次審査を通過した事業者について、次に掲げるところにより行う。

(1) 第3条第1号から第3号までの取組について、国、県、市等の公的機関が実施した男女共同参画に関する各種調査結果又は指標、法律が規定する基準を超える取組状況その他特筆すべき取組内容を審査し、3段階評価で点数化する。

(2) 第3条第4号の取組について、当該事業者が実施する取組内容を審査し、3段階評価で点数化する。

(3) 前2号により算出された点数の合計により、選考結果を確定する。

(表彰事業者の決定及び表彰)

第8条 選考委員会は、選考結果について市長に報告するとともに、市長は、当該選考結果を参考に、表彰事業者を決定する。

2 前項の表彰事業者には表彰状及び記念品を授与する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和4年8月1日から実施する。

附 則

この事務管理例規は、令和6年4月1日から実施する。

附 則

この事務管理例規は、令和7年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和7年9月1日から実施する。